

今なされるべきは、文科省教育行政の徹底検証と責任の所在の解明です！
衆院特別委員会における法案採決は絶対に許されません！
文科大臣は改正法案の撤回を自ら申し出、文科省の解体的出直しを宣言すべきです！

**特別委員会委員、文科省、そして自民党国対委員長に、徹底検証と審議深化を要求するフ
ァックス、手紙、メールを集中させよう！**

2006年11月12日
教育基本法「改正」情報センター

1 特別委における法案採決は絶対に許されません！

衆議院教基法特別委の与党理事が、再開された同委員会における法案審議が30時間に及ぼうとしていること、そして質疑の内容に重複が見られることを理由に、15日に改正案の採決をすべきだと主張していると報じられています。さらに、自民党二階国対委員長が、単独採決の可能性を示唆したとの報道もなされています（『産経新聞』11月12日付）。

しかし、いじめ問題、必修単位未履修問題、そしてタウンミーティングによる世論操作問題が浮上した後、法案審議をめぐる局面は大きく変化しています。公教育の抱える問題は教基法によって引き起こされたのではなく、教基法をないがしろにした文科行政によって引き起こされたとの認識が国民世論の間に急速に広がっています。そして、改正法案をめぐる真の争点は、“現行教基法を改正して、国民の「信を失った」」（『毎日新聞』11月12日付社説）文科省に、無限定の権限を与えるべきなのか”、それとも、“文科省とそれによる教育行政そのものを現行教基法に基づいて刷新すべきなのか”、だということが、誰の目にも明らかになっているのです。

事実、前掲『毎日新聞』社説は、“やらせで「民意のでっち上げ」ともいうべき操作をやり、学習指導要領の根幹にかかわる大量履修不足を「問題意識なく」見逃す文科省は今や信を失ったといっても過言ではない。こんな状況のままで、基本法の改正案の審議が国民の納得と信頼に支えられて進められるなどというのは絵空事だ。”と的確な局面評価を行っています。さらに注目すべきは、既に、法案不成立の可能性も報道されているのです（「衆院通過が沖縄県知事選後にずれ込めば、会期延長か、今国会成立断念か、という決断を迫られることになりかねない」『読売新聞』11月12日付）。

また、12日付の『朝日新聞』は、11月11日現在の同社調査では文科省が2日に発表した540校よりも88校多い628校で履修漏れが見つかり、「校数はさらに増える見通しだ」とし（1面）、さらに、社会面（39面）トップに「必修漏れ 放置の責任 文科省・教委に批判」という4段抜きの見出しを付け、「高校の必修科目の履修漏れ問題で、問題を見逃してきた文部科学省や教育委員会の責任を問う声が、各地で高まっている。」と述べています。

このような局面が生み出されたのは、多くの方々が、教基法改正には何の理もないこと、改正が現在の教育の抱える問題を解決するどころか、より悪化させるものであることを見抜き、法改正に疑問や反対の意思を表明してきたからです。国権の最高機関としての国会は、こうした国民の疑問についてさらに慎重な審議を徹底して行うべきであって、それがなされないまま法案採決を行うなど言語道断です。そして審議が続けられれば続けられるほど、法案の根本的問題点がいつそう明らかになり、ついには法案そのものが葬り去られる展望が切り開かれます。

2 今なされるべきは、文科省教育行政の徹底的検証と、責任の所在の解明です！

現段階における法案採決は、争点を隠し、責任追及に幕を下ろすものにほかなりません。

もともと文科省は、子どもの安全や権利の保障という課題が提起されると、教育行政は地方自治原則に基づいて運用されているので、自分たちに実態を調査し、あるいはルールを守らせることはできないと逃げ口上を打ち、逆に、日の丸・君が代の実施や、性教育パッケージや、公教育をさらに競争主義的なものにする教育課程基準については、現場に強制してきたのです。

それが何を生み出したのでしょうか？国際社会からは「高度に競争主義的な教育制度」のもとで子どもが「発達のゆがみ」に直面し、いじめや体罰の暴力にさらされていると指摘され、あるいは、塾にかかる費用が高すぎて大学進学に格差が生まれているとさえ指摘されているのです（国連子どもの権利委員会、日本政府初回報告に対する最終所見、同、日本政府第2回報告に対する最終所見）。

また、いじめ実態調査問題や高校必修単位未履修問題は、文科省の無責任体質だけではなく、学校現場におきているモラルハザードを露見させました。文科省は教育現場の実態を直視することを意図的に避け、それにより問題発覚後に“知らなかった”と言えるようにし、自分たちが勝手に決めたルールの不合理さを問うことなくその実行を現場に押し付け、問題が発覚すれば、その責任をすべて教委、学校、そして教師に転嫁してきたのです。

学校現場においては、子どもや親を中心とする住民の声に日常的に答えてその責任を果たすという現行法 10 条の想定する「直接責任」が放棄され、“間接責任”のもとで、文科省の指導どおりのことをしさえすればよく、それ以上のことはしなくともよい、というモラルハザードを生み出しました（いじめ問題の場合）。また、無理なルールを押し付けられた場合には、文科省の真意を推し量って、文科省の高校多様化政策を先取りするかたちでルールを変更することまでしていたのです（未履修問題の場合）。

今なされるべきは、文科省の現行教基法をないがしろにしてきた教育行政を徹底的に検証し、何が改められなければならないのかを明らかにすることです。それと同時に、いじめ隠し、単位未履修問題、そして世論操作的タウンミーティングの責任がどこにあるのかを解明することです。当然のことながら、歴代文科大臣のみならず、タウンミーティング時の官房長官であった安倍首相の責任も追及されねばなりません。

3 「信を失った」文科省に法案を語る資格はありません。文科省は法案の撤回を自ら申し出、自らの解体的出直しを宣言すべきです！

政府案のもっとも大きな特徴が、国家と国民との間の関係を 180 度転換させ、国民の自由の実現という目的のための国家を手段として位置づけるのではなく、国民を国家利益実現の道具として位置づけることにあることは、これまでに指摘してきたとおりです。そして、政府案では、なんら限定のかけられていない巨大な権限が、文科省と政府に与えられているのです。しかも、その文科省は既に国民の信を失っており、政府はやらせで民意のでっち上げを行おうとしてきたのです。空恐ろしいと言う以外にはありません。

もし文科省が国民の信頼を回復しようとするのであれば、国会に対して法案の撤回を申し出、自らの解体的出直しを宣言するほかないはずです。また、政府が民意のでっち上げを真に反省するのであれば、当時の官房長官であった安倍現首相の責任を明確にしなければなりません。

4 私利私欲に基づいた国会運営は許されません！

自民党の国対委員長の前議員は、5 日のテレビ番組で単独採決を否定しておきながら、1 週間もたたない 10 日夜那覇市の講演で単独採決も辞さない構えを表明しています。さらに同講演で「教育基本法を 60 年ぶりに改定しようとしている。それに比べたらやらせがあったなんてつまらないことだ」（『時事通信』11 月 10 日 23 時 1 分）との驚くべき暴言を吐いたのです。前議員の最近の言動を、『産経新聞』は「前氏に焦り？」と報じています（11 月 12 日付）。加えて、同記事は、最近の前議員の行動が「党内実力者としての地歩を固める狙いも」ある、という自民党中堅幹部の発言も引用しています。

もし前氏を「党内実力者」とするために、改正法案の強行採決がなされるとしたら、たまったものではありません。与党国対委員長の政治的野望のために、教育の基本が変えられて良い道理は絶対にありません。

5 政府案の徹底審議を通じて教育基本法「改正」案の廃案を実現するために、本センターは訴えます！

- ① 国会関係者に対して、歴代文科大臣と前官房長官の安倍首相にその責任を取らせるまで、文科行政の検証を徹底的に行なうことを求めます。
- ② 文科大臣および文科省の責任者に対して、文科省と教育行政に対する国民の信を取り戻すために、自ら率先して、政府法案の撤回を申し出、文科省の解体的出直しを国民に宣言すべきことを訴えます。
- ③ 国民の皆様に対して、文科省の教育行政の実態を生々しく告発し、そのような文科省に巨大な権限を与える政府法案には反対だとの声を、ファックス、手紙、電子メールで特別委員会委員に集中することを訴えます。
- ④ 国民の皆様に対して、文科省自ら法案の撤回を申し出、文科省の解体的出直しを宣

言すべきだとの声を、教育基本法改正推進本部（本部長 伊吹文部科学大臣、ファックス 03-6734-4916（担当：教育基本法改正等プロジェクトチーム））に集中することを訴えます。

- ⑤ 国民の皆様に対して、争点を隠し、責任追及の幕を下ろすような国会運営をすべきではないとの声を、ファックス、手紙、電子メールで、二階自民党国対委員長に集中することを訴えます（二階俊博議員室ファックス番号 03-3502-5037）。